

会報

第34号

フロンていあ



一般社団法人
群馬県フロン回収事業協会

ごあいさつ

一般社団法人
群馬県フロン回収事業協会
代表理事 藤田 実



皆様におかれましては、日頃から当協会の運営について多大なご協力をいただき感謝申し上げます。

令和2年度は、「新型コロナウイルス感染症」が社会生活や事業活動に大きな影響を与えた厳しい一年となりました。

昨年4月に施行された改正フロン排出抑制法は、機器廃棄時におけるフロン類回収率の一層の向上を目指して新たな規制及び罰則の強化等が図られたところです。協会では、法改正を踏まえ、第一種特定製品からの冷媒フロン類の回収及び引取り等が円滑に行われるよう「行程管理票」の改訂版を発行しました。

当協会は、群馬県知事から認定を受けた「省令第49条機関」として、管理センターで引き取ったフロン類を、委託先の破壊工場において確実な破壊処理することを主要事業としております。9月末には破壊工場が変更となりましたが、委託先のご協力により、従来と同じように円滑に破壊処理が行われるよう新たな仕組みを構築することができました。併せて、新たな破壊工場において、R448AなどのHFO混合冷媒(新冷媒)についても、他のフロン類と同様に破壊処理が可能となりました。

群馬県と当協会の共催で毎年開催している技術講習会については、「新型コロナウイルス感染症」感染の第三波が懸念される中でしたが、感染予防対策に細心の注意を払いながら無事実施することができました。「フロン回収技術講習会」及び「フロン類充填回収技術講習会」を修了されました技術者の方々には、今後の第一線での活躍を期待しております。

引き続き、フロン類の確実な破壊処理並びに会員によるフロン類の充填及び回収業務等への支援など協会事業を積極的に推進し、地球環境の保全にしっかりと取り組んでまいり所存ですので、一層のご支援、ご指導を賜りますようお願いいたします。

終わりに、「新型コロナウイルス感染症」はいまだ予断を許さない状況ですが、一日も早い収束を願いつつ、そして皆様方のますますのご健勝と事業のご隆盛を祈念申し上げあいさつといたします。

群馬県環境賞の受賞

群馬県環境賞の顕彰式が開催されました

群馬県では、良好な環境の保全及び創造並びに自然保護に顕著な功績があった方に対して、「群馬県環境賞」を授与しています。

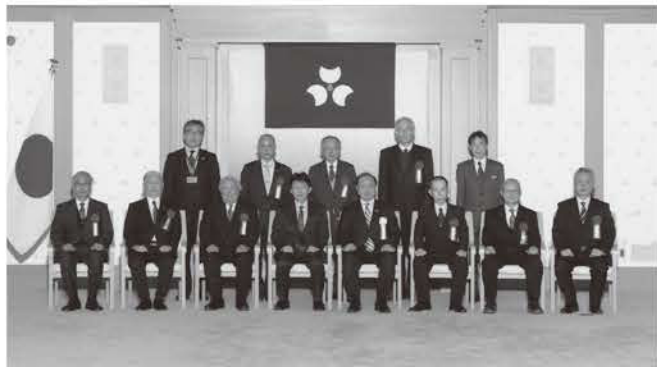
令和2年度の顕彰式が、令和3年2月16日、群馬県庁7階「正庁の間」において開催されました。顕彰式では、「環境の保全及び創造の分野において他の模範となるもの」として、当協会の小田切進啓発指導員が「環境功績賞」を受賞し、直接群馬県知事から顕彰状を手渡されました。

小田切指導員は、平成21年度から今日に至るまで「群馬県フロン類対策啓発指導員」として、業務用冷凍空調機器の管理者、フロン類充填回収業者及び廃棄物リサイクル業者など関係業者の事務所等を巡回訪問し、フロン排出抑制法の理解の促進並びに日常における機器の管理及び機器の廃棄時における冷媒フロン類の確実な回収の実施等、関係者との面談による直接指導を行ってきました。

このような地道な取組みを通じて、機器からの冷媒フロン類の大气中への漏えい及び排出の抑制並びに冷媒フロン類の回収の促進が図られるなど、群馬県の地球環境保全対策への貢献が大きく評価されたものです。



小田切指導員と顕彰状



令和2年度 群馬県環境賞顕彰式 令和3年2月16日 群馬県庁正庁の間



群馬県知事より顕彰状を受け取る小田切指導員

令和2年度の啓発指導員活動状況について

新型コロナウイルス感染症感染拡大を防止するため、令和2年度は4～5月の訪問指導について自粛となりましたが、その後の小田切啓発指導員による啓発指導実績は次のとおりです。

また、令和2年度も「第一種フロン類充填回収業者訪問指導業務」を群馬県から受託しました。これは、群馬県に新規登録された第一種フロン類充填回収業者を中心に対象を選定し、フロン排出抑制法に従って適正に業務が行われているかを指導するものです。事業所等を訪問し、検査項目に沿って指導した結果は、記録表に取りまとめた後に県の環境保全課に報告しました。



指導の様子

区 分		第1～第2四半期	第3～第4四半期
啓 発 指 導 (協会自主事業)	廃棄物リサイクル業者	13	—
	フロン類充填回収業者	20	—
委 託 業 務	フロン類充填回収業者	—	55

事業報告

群馬県との共催により技術講習会を開催

令和2年度群馬県フロン類充填回収技術更新講習会

この講習会は、平成27年度の「群馬県フロン類充填回収技術講習会」を修了した方を対象として群馬県との共催により開催されたもので、計189名が受講しました。また、修了者には、群馬県知事から新しい修了証が交付されました。

第1回: 令和2年10月28日(水) 10:00~12:00 群馬県庁舎28階281A会議室
 第2回: 令和2年11月 9日(月) 10:00~12:00 群馬県庁舎28階281A会議室
 第3回: 令和2年11月16日(月) 10:00~12:00 群馬県庁舎28階291会議室
 第4回: 令和2年11月16日(月) 13:30~15:30 群馬県庁舎28階291会議室



講師の解説を聞く受講者(更新講習会)

令和2年度群馬県フロン類充填回収技術講習会(新規)

群馬県との共催により、次の日程で講習会が開催されました。

令和2年12月7日(月) 9:30~17:00 群馬県庁舎29階291会議室

講習修了後に行われた試験には40名が合格し、群馬県知事から修了証が交付されました。

なお、この講習会は、講習区分Cに該当し、環境省及び経済産業省から適正性が確認されています。修了者は、十分な実務経験を有し、かつ充填及び点検について「十分な知見を有する者」として認められます。



講師による解説(技術講習会)

講習内容と担当講師

- | | |
|----------------------------|------|
| 1 冷媒フロン類の地球問題、オゾン層破壊と地球温暖化 | 柳沢講師 |
| 2 冷凍空調機器に関する関係法令 | 柳沢講師 |
| 3 冷凍の基礎と冷凍機内の冷媒状態変化 | 梅田講師 |
| 4 冷凍空中機器の漏えい点検・修理 | 梅田講師 |
| 5 冷媒フロン類回収・充填 ほか | 狩野講師 |
| 6 修了考査 | 狩野講師 |



受講の様子(技術講習会)

令和3年度各種技術講習会の開催予定

群馬県との共催により、令和3年度の講習会を次のとおり開催する予定です。

開催時期は9月以降を予定していますが、詳細は今後決定しますので、協会のHP等でご確認ください。

- | | |
|------------------------|--------------|
| 1 群馬県フロン回収技術講習会(新規) | 定員60名 |
| 2 群馬県フロン回収技術更新講習会 | 平成28年度講習会修了者 |
| 3 群馬県フロン類充填回収技術講習会(新規) | 定員60名 |
| 4 群馬県フロン類充填回収技術更新講習会 | 平成28年度講習会修了者 |



充填回収技術マニュアル



回収技術マニュアル

お知らせ

冷媒フロン類の破壊処理について

当協会は、群馬県知事からフロン排出抑制法施行規則第49条第1号による「引渡義務の例外」として認定を受けています。地区管理センターにおいて、協会員をはじめとする第一種フロン類充填回収業者から引き取った冷媒フロン類は、委託先の破壊処理工場において適正かつ確実な破壊処理が行われてきました。

委託先の破壊工場が変更となったことに伴い、昨年9月30日付で新たな委託契約を締結し、以降は新たなルートによって冷媒フロン類の破壊処理が行われております。これによって、「破壊処理依頼書」についても改正を行いました。

回収されたフロン類の破壊処理を依頼される際は、下記の点について留意のうえ依頼書を作成し、地区管理センターに充填容器を持ち込んでください。

充填容器内の冷媒フロン類は、(株)環境総研の工場において同社の容器に移充填され、破壊工場に引き渡されます。また、空容器については、次回以降の充填容器の集荷時に管理センターに返却されます。

新たな破壊工場
株式会社カツタ
(許可番号:第29H0003号)
〒312-0002 茨城県
ひたちなか市高野1968-2




充填容器・書類等の流れ



回収フロン類破壊処理依頼書の記入について留意点等

管理センター名の記入を忘れないこと 様式1

※充填回収業者記入欄

回収フロン類破壊処理依頼書

年 月 日

群馬県フロン回収事業協会
地区管理センター 行

フロン類充填回収業者登録番号 1 0 2 3 4 5

充填回収業者名
〇〇設備工業株式会社

担当者印

担当者の押印またはサイン

下記のとおり、回収フロン類の破壊処理を依頼いたします。

No.	回収フロン容器番号	ガスの種類	総重量 kg	空重量 kg	回収量 kg	証明書発行宛名(正式名称)	移充填(破壊)重量 kg
1	NR13-5027	R-22	22.94	13.73	9.21	××株式会社	
2	NR13-5266	R-134a	21.94	13.85	2.31	〇〇有限会社	
3	"	R-134a		kg	2.52	△△株式会社	
4	"	R-134a		kg	3.26	有限会社××	
5	CFA-1002	R-407c	178.70	78.50	100.20	□□株式会社	
6	ARC-2929	R-410c	29.84	14.63	15.21	株式会社〇〇	
7	ARC-3936	R-448A	29.44	14.53	14.91	〇〇株式会社	
8				kg	kg		
9				kg	kg		
10				kg	kg		
			合計総重量				
			本	kg	枚		

管理センターの登録
引取年月日/印

破壊処理(廃棄)業者の
登録年月日/印

- ①「移充(破壊)重量」を除き、記入漏れがないこと。
- ②証明書が複数必要な場合は、「証明書発行宛名」欄に相手方の名称を記入し、それぞれの回収量を各欄に記入すること。

表の合計数量等を記入のこと

お知らせ

令和2年度分フロン類充填量・回収量等報告書の提出

第一種フロン類充填回収業者は、フロン排出抑制法及び同法施行規則の規定により、当該年度終了後45日以内にその登録を受けた都道府県知事あてにフロン類の充填量及び回収量等に関する報告書を提出しなければなりません。

群馬県以外で第一種特定製品の整備または廃棄等に伴って充填及び回収を行った場合は、その作業を行った場所を管轄する都道府県知事への報告となります。

報告書の様式及び群馬県知事あて報告書の提出方法などが変更となっています。

報告書の提出方法

郵送または持参に加え、FAXやメールでの報告書の提出が可能となりました。

- 1 郵送 (一社)群馬県フロン回収事業協会
〒371-0025
前橋市紅雲町1-7-12 住宅公社ビル4F
- 2 FAX 027-260-8236
(一社)群馬県フロン回収事業協会 あて
- 3 メール k-houkoku@gunma-flon.or.jp
フォーム入力URL
<http://gunma-flon.or.jp/houkoku/>

報告書は、上記の方法により **5月14日(金)** までに当協会あてに提出してください。

法改正により、「フロンが充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数」記入欄が追加になりました。

押印が不要になりました

様式第3 (第52条関係)
第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量等に関する報告書
令和3年 月 日
群馬県知事 様

(郵便番号)
住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号
登録番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第47条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。
令和2年度分(令和2年4月1日~令和3年3月31日)

CFCを充填した第一種特定製品の台数	(1)エアコンディショナー		(2)冷蔵庫及び冷凍機器		(3)合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
整備						
廃棄等						
回収した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
整備						
廃棄等						
回収した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
毎年当初に保管していた量						
第一種フロン類再生業者に引き渡した量						
フロン破壊業者に引き渡した量						
自ら再利用した量						
第49条に規定する者に引き渡した量						
令和元年度末に保管していた量						
法第41条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数						

業務用冷凍空調機器からのフロン類充填回収量集計結果

令和元年度フロン類充填回収量等の集計結果

単位は kg

	国		群馬県		協会員		群馬県の回収量に対する協会の回収量 (%)
	設置時充填量	1,700,486	設置時充填量	60,098	設置時充填量	16,540	
	設置以外充填量	3,549,345	設置以外充填量	27,849	設置以外充填量	30,238	
	廃棄の際	修理の際(整備)	廃棄の際	修理の際(整備)	廃棄の際	修理の際(整備)	
全体回収量(kg)	3,855,332	1,383,924	65,799	21,695	35,633	5,997	47.6 %
令和元年度当初に保管していた量(kg)	128,539	163,942	2,700	2,264	1,334	493	
フロン類再生業者に引き渡した量(kg)	—	—	3,836	989	1,143	0	
フロン破壊業者に引き渡した量(kg)	2,218,102	777,080	46,084	11,474	30,437	3,063	
自ら再利用した量(kg)	1,629,781	604,039	470	1,020	407	265	
第49条に規定する者に引き渡した量(kg)	—	—	15,534	6,864	4,054	2,497	
令和元年度末に保管していた量(kg)	136,044	166,019	2,575	3,612	926	665	

(注: 小数点未満を四捨五入したため、表中の数値の和は必ずしも合計欄の値に合致しない)

令和2年度後期事業活動状況

10月

- 「群馬県フロン類充填回収技術更新講習会」の実施
第1回: 令和2年10月28日(午前)
県庁281A会議室 (修了者48名)

11月

- 「群馬県フロン類充填回収技術更新講習会」の実施
第2回: 令和2年11月9日(午前)
県庁281A会議室 (修了者47名)
第3回: 令和2年11月16日(午前)
県庁291会議室 (修了者49名)
第4回: 令和2年11月16日(午後)
県庁291会議室 (修了者45名)
- 破壊処理委託契約書の締結
(協会、(株)環境総研、(株)カツタの三者契約)



三者契約に押印する清水副会長

12月

- 「群馬県フロン類充填回収技術講習会」の実施
令和2年12月7日、県庁291会議室 (修了者40名)
- 「群馬県フロン類充填回収技術講習会」の採点会議開催

1月

- 県及び関係団体ほか年始あいさつ(事務局)
- 正副会長会議開催

2月

- 書面決議による役員会提出議案の承認
- 群馬県環境賞顕彰式(県庁正庁の間)
- (株)環境総研 宮崎様、古岡様ほか来所

3月

- 総務委員会開催
「フロンていあ34号」編集等について
- 正副会長会議

令和3年度通常総会について

下記日程にて通常総会を行います。

日時:5月27日(木) 場所:ホテルメトロポリタン高崎

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を徹底して開催いたします。

ホテルメトロポリタン高崎

〒370-0849 群馬県高崎市八島町222

協会パンフレットをリニューアルしました

協会の事業活動などを紹介するパンフレットをリニューアルしました。協会の啓蒙活動などにご利用ください。



公式ホームページご利用ください

<http://www.gunma-flon.or.jp/>

協会の事業活動状況の案内や、これからの予定等を掲載しています。講習会の案内やお知らせについて随時更新し、必要な情報がすぐに引き出せるようにしています。また、他県のフロン関係団体等についてもリンクしています。



新入会員(敬称略) 11月入会

株式会社小林冷熱

代表取締役 小林 英弘

〒370-3607 北群馬郡吉岡町小倉9-3

表紙解説【ふじの咲く丘:藤岡市】

昭和54年に藤岡市の花に認定された「藤」。その藤をテーマにした公園が「ふじの咲く丘」です。園内には、全長250mの藤棚があり、棚の下を歩けば、藤のやさしい香りに包まれながら、上から降り注ぐ藤の花を堪能することができます。また、45種類の藤が植えられた見本園があり、紫の他にも白やピンクなどさまざまな色や形の藤の花を楽しむことができます。



